第７期介護保険事業計画「取組と目標」に関する自己評価シート（介護給付適正化に係るもの）

年度	平成３０年度
市町村名	中種子町
所属名	福祉環境課

（固定）

項目	第7期介護保険事業計画における介護給付適正化計画の取組目標	取組の現状と課題	（ 当該 ）年度の取組目標	項目表の「実施目標」項目	具体的な取組内容	効果・成果	項目表の「実施」項目	課題・改善すべき点	（ 翌 ）年度の取組目標	項目表の「実施目標」項目
要介護認定の適正化	平成27年度以降，総人口は減少している中高齢者人口は増加しており，平成28年度の要介護認定率は20.4%であり，年々増加傾向にあり，以前から国平均及び県平均を上回っている。重度変更率も県平均を上回っている。 介護予防の取組とあわせて，介護給付の適正化の取組を更に推進していく必要がある。	認定業務は広域事務組合において実施しているため，審査における分析等ができない。合議体のメンバーに対する研修会等にも参加できていない。	認定業務については，種子島地区広域事務組合が行っているが，調査員及び審査会委員の現任研修等を開催してもらい，適正な審査を目指す。 重度化変更率 20．2%→17．2%	①−5 ①−4 ①−3 ①−2 ①−1 ②−5 ②−4 ②−3 ②−2 ②−1	広域事務組合で結果の分析を実施してもらい，申請した様々な情報を提供してもらう。	ケアマネージャー研修会で情報を提供したい。	①−5 ①−4 ①−3 ①−2 ①−1 ②−5 ②−4 ②−3 ②−2 ②−1	審査結果の分析等について，調査員とや協議体メンバー，保険者での意見交換会の機会を設けてもらう。	ケアプランの点検を定期的に効率よく実施できる体制づくりを行い，受給者が真に必要な過不足のないサービスを事業者が提供できるよう体制づくり。	①−5 ①−4 ①−3 ①−2 ①−1 ②−5 ②−4 ②−3 ②−2 ②−1
ケアプランの点検	利用者の状況を把握した適切なアセスメントを実施した上で，ケアプラン作成されているかの点検を行い不適切なプランにういて指導していく。	専門職と意見を交わす場所ががこれまで無く，ケアマネージャーが他の視点を取り入れたケアマネジメントができていない。	介護認定された新規のプランについて点検を実施。 ケアプラン点検事業所数　1事業所→2事業所	5 4 3 2 1	給付実績からケアプランの確認が必要と判断した場合に，ケアマネージャーに来ていただいて確認を行う。 また，生活援助の多いプランについては毎月の提出を求めているので，その際も聞き取り確認を実施してい	ケアマネジメントについての手順について再確認をしてもらう。	5 4 3 2 1	すべての事業所を定期的に点検できるようスケジュールを計画していきたい。	重度化防止の観点から，軽度の認定者の更新時のプランについて点検を実施していきたい。	5 4 3 2 1
住宅改修の点検	改修内容が利用者の身体状況等に即したものかどうか専門職種や業者と検討し確認している。	住宅改修の事業に新規で取り扱う業者が出てきているので，利用者に真に必要な改修や作業手順が把握できていない。	住宅改修の点検については，計画段階で現地にて利用者立ち会いのもと確認を行う。 住宅改修前の現地確認を全件実施する。	①−5 ①−4 ①−3 ①−2 ①−1	訪問により，全件の工事施工前に受給者宅の実態確認を行っている。	受給者と工事施工者との間に考えの違い等（ズレ）が無いようにしている。	①−5 ①−4 ①−3 ①−2 ①−1	施工後の確認が写真等の書類のみになっているので，抽出し現地確認を実施しする。 住宅改修のマニュアル等を新しく作成し研修会等を開催する。	施工後の現地の確認検査の実施。 抽出検査。	①−5 ①−4 ①−3 ①−2 ①−1
福祉用具の購入・貸与	〃		福祉用具等は計画書の内容から必要性を検討する。 福祉用具購入の計画書確認件数全件 福祉用具貸与の調査件数	②−5 ②−4 ②−3 ②−2 ②−1	福祉用具及び貸与は計画書の内容から必要性を検討し決定している。	受給者と事業所との間に考えの違い等（ズレ）が無いようにしている。	②−5 ②−4 ②−3 ②−2 ②−1	福祉用具貸与の長期利用の方の現地確認ができていない。	福祉用具貸与の長期利用の方の現地確認の実施。	②−5 ②−4 ②−3 ②−2 ②−1
縦覧点検	鹿児島県国民健康保険団体連合会からの医療給付と介護給付の突合情報を基本に，介護保険事業所に対してサービス実績を確認し，誤った請求や重複請求等を調査し過誤調整を行う。	国保連からの情報を基に確認作業を実施。	国保連からの情報を基に確認作業を実施。	①−5 ①−4 ①−3 ①−2 ①−1	国保連からの情報を基に確認作業行い，必要があれば事業所に確認を行っている。	縦覧による点検により過誤請求として15件を確認できた。	①−5 ①−4 ①−3 ①−2 ①−1	請求内容の誤り等の分析結果をふまえ，事業所への指導（集団指導）を辞ししていく。	請求内容の誤り等の分析結果をふまえ，事業所への指導（集団指導）を辞ししていく。	①−5 ①−4 ①−3 ①−2 ①−1
医療情報との突合	〃	〃	〃	②−5 ②−4 ②−3 ②−2 ②−1	〃	〃	②−5 ②−4 ②−3 ②−2 ②−1	〃	〃	②−5 ②−4 ②−3 ②−2 ②−1
介護給付費通知	介護保険サービス利用者に対し，利用したサービス事業所，サービスの種類，介護保険給付額，利用者負担額を通知し，利用者の介護サービス利用の意識を高めるとともに，事業所の架空請求や過剰請求の防止及び抑止につなげる。	現在の連合会の通知では内容を理解できていない。	利用者全員へ通知している。	5 4 3 2 1	国保連合会から作成された通知利用し住所を確認し発送している。	請求内容の確認。	5 4 3 2 1	受け取った受給者が通知内容を理解できるように説明文書等を一緒に送付する。	受け取った受給者が通知内容を理解できるように説明文書等を一緒に送付する。	5 4 3 2 1
給付実績の活用	施策無し			5 4 3 2 1			5 4 3 2 1			5 4 3 2 1
適正化事業の体制強化	施策無し			5 4 3 2 1			5 4 3 2 1			5 4 3 2 1
その他										